

区分	対象業種
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	総合工事業／職別工事業（設備工事業を除く。）／設備工事業
製造業	食料品製造業／飲料・たばこ・飼料製造業／繊維工業／木材・木製品製造業（家具を除く。）／家具・装備品製造業／パルプ・紙・紙加工品製造業／印刷・同関連業／化学工業／石油製品・石炭製品製造業／プラスチック製品製造業（別掲を除く。）／ゴム製品製造業／なめし革・同製品・毛皮製造業／窯業・土石製品製造業／鉄鋼業／非鉄金属製造業／金属製品製造業／はん用機械器具製造業／生産用機械器具製造業／業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。）／電子部品・デバイス・電子回路製造業／電気機械器具製造業／情報通信機械器具製造業／輸送用機械器具製造業／その他の製造業
情報通信業	通信業／放送業（公共放送業を除く。）／情報サービス業／インターネット附随サービス業／映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	道路貨物運送業／倉庫業／運輸に附帯するサービス業／郵便業（信書便事業を含む。）
卸売業、小売業	各種商品卸売業／繊維・衣服等卸売業／飲食料品卸売業／建築材料、鉱物・金属材料等卸売業／機械器具卸売業／その他の卸売業／各種商品小売業／織物・衣服・身の回り品小売業／飲食料品小売業／機械器具小売業／その他の小売業／無店舗小売業
不動産業、物品賃貸業	物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関／専門サービス業（他に分類されないもの。興信所を除く。）／広告業／技術サービス業（他に分類されないもの）
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業／持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業／その他の生活関連サービス業（易断所、観相業、チケット類売買業及び宝くじ売りさばき業を除く。）
教育、学習支援業	その他の教育／学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設を除く。）
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業／自動車整備業／機械等修理業（別掲を除く。）／職業紹介・労働者派遣業／その他の事業サービス業

備考

- 1 区分及び対象業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類によるものとする。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を除く。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が営む事業を除く。